

法務委員會議録 第五十六号

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事 長 佐藤 昌三君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

理事 中村 又一君 理事 田嶋 好文君

裁判所侮辱制裁法案を議題といたし

す。

この際お諮りいたします。本案の審

査に關連し、過般大阪地方裁判所堺支

部において起りました津田一朗に對

する昭和二十五年政令第三百二十五号

違反事件審理中の事件及び広島地方裁

判所における鄭泰重外三名の勾留理由

開示公判の際に起つた事件につきまし

て、それら大阪地方裁判所長小原仲

君、及び広島地方裁判所長藤山富一君

より参考人として実情の説明を聴取い

たしたいと存じますが、御異議ござい

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、小

原及び藤山両君より参考人としてそれ

ぞれの実情の説明を聴取することに

いたします。

なお本件に關連して最高裁判所当局

より發言の申出がありますから、これ

を許します。最初に小原仲君よりお願

いいたします。

○小原参考人 それでは本月十五日

に、私の方の大阪地方裁判所堺支部に

起りました事件について、その経過を

御報告申し上げます。

まず場所は、大阪地方裁判所堺支部、

堺市に存在する支部でございます。事

件は、昭和二十七年の三月二十七日に

起訴されたものであります。事件名

は、昭和二十五年政令第三百二十五号

違反事件として起訴されたものであり

まして、被告人は津田一朗、この被告

人は、その当日は拘束を受けておりま

せんでした。保釈中でありました。事

件の公訴事實は、被告人は、昭和二十

七年の二月十五日午後六時四十分ころ

より、同七時三十分まで近鉄の南大阪

線惠我ノ莊駅付近で、安田茂子外十数

名に對し、「高わし村の子供等八人米

軍に鉄砲をつきつけられ靴でけられ命

からがら逃げる——大正ヒコー場附近

で」と題する文書を頒布し、連合国に

對する破壊的批評を論議したという公

訴事實であります。それにつきまし

て、第一回の公判が、本月の十五日午

前十一時三十分開始いたしましたので

あります。係の裁判官は松田判事、そ

れから立会いの書記二名、法廷におき

ましては、延更二名、檢察官並びに弁

護人、これが立会いのものと開かれま

した。これにつきまして、開廷前の様

子を概略申し上げます。

この堺の支部はまだ仮庁舎でありま

して、非常に狭隘であり、構造も至つて

粗末なものであります。であります

から、傍聴券というものが、今まで発

行していても、あまり効果がないと思

われますので、従来傍聴券は発行した

ことはありませんでした。本件の場合

にも傍聴券は出ませんでした。この

法廷は非常に狭く、わずかに二十

四、五名くらいを收容する程度の広さ

しかございせんのでしたが、その日は、

法廷内に約百名、法廷外にまた約百名

くらゐ傍聴人が来ておりました。が、

この傍聴人ほとんど大部分は、自由

労働者でありました。これは平生から

であります。が、堺の支部のじき隣の

ところに堺市庁舎がありまして、ここ

で職業安定の方の事務を取扱つており

ますので、毎朝その自由労働者がたさ

さん集まつて来ます。その職にあふれた

者が、時間つぶしに裁判所へ参りまし

て、裁判の傍聴をしておる。でありま

すから、どんな事件にかかわりませう、

刑事裁判があるときには、傍聴人がた

くさん押しかけて来ている状態であり

ます。それで本件につきましては、こ

の公判の数日前に、あらかじめこの事

件を口滑に審理を終りたいというこ

とからいたしまして、まさかの際にお

もなばかつて、担当の裁判官は、堺市の

警察署長に面接しまして、被告人、傍

聴人等において不慮の行動がある場合

は、いつでも警察署を派遣せられるよ

うに、打合せをいたしておつたのであ

ります。またその日の裁判所としての

手配としまして、法廷内に立会いの書

記を一名増加しまして、立会い書記官

の補助者として、書記官補一名を

加え、さらに延更二名を法廷に入れて

おりました。そうしてさらに法廷の内

と外との連絡に當らすために、書記官

補一名、合計三名というものは平生よ

りもよけいに配備しておつたのであり

ます。それから法廷外におきまして

は、北側の裏庭、それから裁判官の入

口、傍聴人の入口、それから裁判官室に

通ずる廊下、これらの要所々々に、庶

務課長指揮のもとで、五名の職員を配

置して、万一に備えておつたのであり

ます。ところがなおその日におきまし

て、朝檢察庁の側から連絡がありま

して、何か事があつたならば、すぐ檢

察庁に連絡ありたいということであつ

たので、係の裁判官は、すでに檢察庁

におきまして、警察職員との連絡もで

き、檢察庁に警察職員が待機してお

るものと信じておつた次第でございま

す。檢察庁はじき隣に建つておりま

す。それで公判は午前十時三十分の開

廷いたしました。そして人定尋問を始

めたのであります。まず裁判官が被告

人の年齢を問うと尋ねましたところ、

被告人は非常に強い態度でもつて、そ

こに書いてあるじやないか、何度も同

じことを聞かなくてもよいじやないか

というふうなことを述べたので、裁判

官が裁判の系統上、それを尋ねる必要

なわけを説き聞かせまして、そしてな

お立会いの弁護人からも、裁判官に協

力して被告人をたしなめたのでありま

す。それから檢察官が起訴状の朗讀を

いたしました。これが終つてから、被

告人の意見の陳述を始めましたところ

ろ、法廷内の傍聴人の中から、何人か

が大きな声で、しつかりやれというよ

うな声を発する者がありました。その

うち法廷内の傍聴人が、南側の窓寄り

におつたところの傍聴人に対して、被

告人の席のそばがいておるそこを指

さして、大声でここがいておるから

入れというふうな誘いをかけた。その

傍聴人がくつばきのままで窓を越して

入ろうとしたのを裁判官が目撃したの

で、これを禁止したのであります。そ

れからその後檢察官から証拠申請があ

り、

五月二十七日

委員田中義平君辭任につき、その補

欠として加藤充君が議長の名で委員

員に選任された。

五月二十一日

破壊活動防止法制定反對に關する請

願(今澄勇君紹介)(第二九七八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

裁判所侮辱制裁法案(田嶋好文君外

四名提出、第十回国会衆議院第四七号)

○佐藤委員長 これより會議を開きま

す。

第一類第四号 法務委員會議録第五十六号 昭和二十七年五月二十二日

りまして、そして裁判官が証拠決定をしようにして、傍聴人の一人が突然立ち上りまして、検察官に対して、起訴状にある犯罪事実は何が悪いのか、それでも日本人かという怒号を始めましたので、裁判官はかつての発言は許さないと一言で制止しますと、ほかの傍聴人がさらに、どうして発言しては悪いのか、発言ぐらい許してやってもいいじゃないかというやうなやじを飛ばした。そこで裁判官は、許可なく発言する者に対しては退廷を命ずることを告げましたが、これに従わないで、なおも発言を続けようとする者があつた。その矢先に、傍聴人からやれ／＼というやうな扇動する者も出て来たのであります。そこで裁判官は、制止するのを聞こうとしなかつたところ、やはりその命ぜられた者は退廷しようとしなかつた。そこでまた再度退廷の命令を發したものでありますけれども、これにも応じないで、ますますやじが盛んになつて来たのであります。法廷内が騒がしくなつて来たのであります。とうてい審理を進めることができないと思つたので、やむなく午前十一時三十分、裁判官は休廷を宣言したのであります。そして裁判官は、この休廷を宣して、ただちに裁判官の入口の方から、自分の部屋へ帰ろうと廊下へ出て、六、七歩出て行つたとき、廊下にあふれておりましたたぐさの傍聴人や、それからまた法廷の傍聴人の入口から出て来た傍聴人、これらが三人、四人と順次増して来まして、傍聴人が前後左右を取り囲み、そして法服をひつぱつて、このまま公判を続ける、卑怯だぞというやうにどな

り、またある傍聴人は、殺してしまえというやうな叫び声を立てた者があつた。それと同時に、足や腰のあたりをけつた者もあつたのであります。そこで裁判官は、自分のあとから続いて退廷して来ました立会員の書記官に對し、殺してしまえと言つた男をよく目撃しておりましたので、殺してしまえといつた男を指さして、あとの参考のために、この男をよく覚えておけと言いましたところが、書記官はどうもそれを聞き間違えまして、つかまえてつかまえたのであります。ところがつかまつてその男からその書記官は頭をなぐられたり、あるいは服をひつぱられたりしましたので、これを見ておりました延更は、その場にかつて、その書記官を救おうとしましたところ、この延更もまた同じく傍聴人からげんこで一回後頭部を強く突くやうになつた。さうして、さうしておりました間に、裁判官は三十数名の傍聴人にもまれながら、約数間の間廊下を押しされて行きました。そして傍聴人入口の角までもみあつておりましたが、他の書記官補が見まして、たいへんなことだと思つて、裁判官のその急を救おうとそこへかけつけて行つたのであります。傍聴人らはこの書記官に對して、お前は何か者だ、警察の犬だらう、なぐれ、でつち上げろというのを口々に叫びながら、同人のえりがみをつかんで、引きもどそうとした。そして他の傍聴人からは、手の平で頭や顔を十数回なぐられた上に、足も蹴られ、またワイシャツも破れるほどひつぱられたのであります。かように騒いでおる間に、

外に警備にあたつておりました庶務課長もそこへかけつけて、裁判官を抱くやうにして傍聴人を払いのけようといひました。そしてようやくその場を切り抜けました。書記官室の方へ退くことができたのでございます。その初めにあたりまして、その公判の休廷を宣言する少し前から、法廷が少し騒がしくなつて来ましたので、庶務課長は職員に命じて、檢察庁に警察官が待機しておると思ひましたから、その出勤方を檢察庁の方へ連絡させたのであります。その連絡にやつた者がなかなか歸つて来ない。また警察官もじきにはやつて来なかつたのであります。これは実は思ひ違ひでありまして、檢察庁の方には、まだ隣までは警察官が来ておらなかつたのださうでありました。それでようやく連絡がつまして、武裝の警官が五、六十人、私服十数人が来まして、まだこのほかに警察官百五、六十人が檢察庁の方に待機しておつたさうであります。さうしてこれらの警察官が来ましたが、その来たときにはもうすでに騒ぎのあとでありまして、穏やかになつており、また騒いでおつた傍聴人も、いち早くその場を去つてしまつておつたという状況であります。

それからその後の審理でございますが、その後そのある一名が裁判官のところへ面会を求めて来ましたが、ちやうどそこに弁護人もおりました。被告人から公判の再開を要求して来たのであります。裁判官はかような状態では裁判の公平を期することができない、再開することはできないと言ひましたが、その面会を求めて来た者たちは、執拗にせひやつてくれと希望します。そこで、裁判官は、武裝警官を裁判所の構内に入れる、それから私服警察官を法廷内にそれ／＼配置する、その上で再開するといつたところが、被告人らもこれを了承したので、そこで武裝警官を五、六十名、これを裁判所の構内、建物の外だつたと思ひます。法廷内に配置し、さうして午後零時過ぎから法廷を再開し審理を続行いたしました。さうして十分ほど審理の後閉廷をいたしました次第であります。このあと公判中はまつたく平穩で過すことができたのであります。さうして次回期日六月三日ということにいたしましたのであります。その午後二時か、三時ごろに、さきに裁判官に交渉に来た一名と他の人も来まして、裁判所を騒がしめて相済まなかつたと陳謝しておつたさうであります。

ある特審局職員の親族のうへ、同様火災びんを投げ込み、なおその門に特審局職員に対する脅迫的な文字を連ねた紙を張りつけた、そのほかあります。さういふ被疑事実の概要であります。そこで幸野裁判官は――判事補の方であります。この判事補が型のごとく勾留理由開示手続、つまり人定尋問、理由の開示、さらに続いて被疑者並びに弁護人の意見の陳述は至つて平靜裡に終了しまして、裁判官は閉廷を宣して退廷せんとするそのせつな、俄然法廷内におつた約二百人の傍聴人、大部分は朝鮮人でありましたが、幾分は日雇いの労働者も加わつておつたやうであります。この二百人の傍聴人が被疑者の周辺に殺到して、またたきまに被疑者を拉し去つて法廷外に逃がし、さらに裁判所構内から逃走せしめた。これには法廷外にいた約百人ばかりの朝鮮人も相呼應して逃走を容易ならしめた、こういう事実でありまして、逃走後、待機していた警察官がたちだちこれを追跡して、うち一名は廣島市内で逮捕したのであります。他の二名はその後香として姿がわからぬ、こういう事情であります。そこで法廷の開始前後、裁判所の法廷内外の状況を申し上げるのであります。まず開廷までの状況を申し上げます。担任裁判官幸野判事補はこの期日について、できる限り平靜裡に勾留理由開示を終了したい、またおそろしく平靜裡に終了し得るであらうといふことを期待したのであります。しかし、さし事案の性質、また客觀的社会情勢を考慮しますと、あるいは不慮の事件が起りはしないかといふことをおもひばかり懸念いたしました。法廷警備並

びに裁判所構内の秩序維持という趣旨で、廣島市の警察署に、検察庁を通じて警察官、警察吏員の派出方を要請してその了解を得ておつたのであり、一方当日午後でありましたが、判事室では午後零時半、一時前ごろに係裁判官と訟庭課長と拘留所の看守長が判事室で開廷時刻の打合せ、同時入廷というようなことを打合せしようとした。そこへ約四十数名の朝鮮人がどやどやと判事室に入つて来た。そこで裁判官はその不法を責めて、ここで話は一切できない、退去しろということに命じたのでありますが、なか／＼それに応じない。たま／＼そこへちやうど被疑者の弁護人である高橋弁護人が判事室に入つて来ましたが、その弁護人にも協力をお願いして、被疑者関係の朝鮮人と協議して、そうして弁護人のあつせんによつて代表者十名に限つて面会する、他の全員は階下に退去すべし、面会時間は十五分間に限る、こういう約束のもとに面会したのでありますが、多数の朝鮮人は判事室からは出て行きましたけれども、廊下には依然多数集まつて退去する模様がな。そこでそのままで裁判官は代表者十名と判事室の隣の応接室で面会したのであります。なお他の裁判官もその廊下から退去することを再三要請したのでありますが、依然として朝鮮人は退去しない。そこで当該裁判官以外の判事が事態のあまりに急迫しておるような情勢を看取しましたので、たま／＼この事件の關係で来ておりました市の警察署員に対して、即刻警察官を派遣してもらふようにということを要求させたのであります。そうして一方裁判官は代表者と折衝をする。そこへ梶原、原

田という弁護人も来られたので、折衝を重ねたのでありますが、被疑者の方では即時釈放を要求し、裁判官はこれを拒絶するということとで約十分間ばかり交渉してものわけになつて、裁判官は裁判官室に引揚げたのであります。間もなく裁判所の要求によつて約一小隊と申しまするか、三十数名の警察官が裁判所へ参つたのであります。が、被疑者の關係の朝鮮人たちは依然として即時釈放、スピーカーの設備というよらなことを波状的に判事室の要求を拒絶しておる、こういう状況のところ、隣の裁判官が応接室で交渉しておるのでありますが、その隣の判事室にいた裁判官が電話で、こういう情勢ならばただちに警察官を出動さす方がよいのではないかと、これを、交渉中の裁判官に電話をかけますと、その電話を聞いたためか、押しかけていた朝鮮人が全部退去した、こういうのであります。ところがその後、一方法廷内には約百五、六十人の朝鮮人が入廷しておりました、被疑者が看守に伴われて入廷すると騒然となつて、手錠をはずせとか、即時釈放しろとか、やはり同じようなことを言つて拍手、声援を送る。廷吏がこれをしきりに制止したけれども、それを聞き入れようとするならば、法廷占拠というふうなことが起るおそれがあるというふうなことを考へられたので、裁判所はさらに一小隊の警察官の増遣方を求めて、そうしてその裁判官がその増援がただちにあるということを聞いて法廷に入つたのであります。

また、裁判官が入廷しましてからの内部の状況を申しますと、裁判官が入るまでは、ただいま申しました手錠をはずせとか、即時釈放しろとか、あるいは万歳とかなんとか拍手をする、声援をするというふうなことでかなり騒然としておつたのであります。裁判官が入廷するや急に静肅になつて、そこで拘留理由開示審理が開かれたのであります。その間多少の騒ぎというよらなことも聞えたのであります。が、格別に審理を進行できないような様子も見えない。このままならば、あるいは平穩裡に経過するのではないかと、こういうふうにはまず一般に考えられたのであります。しかし法廷外では法廷に入り切れない傍聴人が各出入口に網集しておるという状況でありました。そこへ第二回目に要求した警察官の一小隊がやつて参りました、警察官の数は約七十数名になつたのであります。が、これらの警察官をあまり廊下やまた法廷の直近に置くという事は、かえつて彼らを刺激するのではないかと、いうこともおもんばかつて、それ／＼判事室あるいは書記官室に待機させて置いたのであります。そうして法廷が開かれて、法廷内が平穩裡にやや閉廷直前という状況になりましたが、そのころに法廷外におる裁判官「われわれの方では閉廷直後に判事や検事の身の安全あるいは記録の保全ということを考へたので、その際警察官を派遣すべきではないか」という意見もあつたのであります。が、せつかく法廷が平穩裡に穩やかに進行しておるのに、外部からそういう刺激を與えて、かえつて混乱に導き、不祥事を起すというふうなことを

があつてはならないという考えもあつて、警察官はそのまま各部屋に待機せしめて、裁判所の職員約二十名がそれぞれ急を告げる連絡係として待機したのであります。

ところで、ただいま申しますように、すでに意見の陳述も終了して閉廷になりますと、非常な混乱に陥つたのであります。それから、ただちに警察官に出動を求めると同時に、裁判官も退廷しようとしたのであります。ところが、できまへんし、そこで警察官がただちに出動したけれども、ときすでおそく、冒頭申しましたように、彼らは多数の同志に擁せられて法廷外に逃走してつた、こういう事情なのであります。ただその間に裁判官は自分の身辺の不安を感じつとも、記録も持ち出さなければならぬというので、記録をただちに廷吏に渡すと、廷吏が朝鮮人たちの非常な妨害を排除しつつ窓から飛び出して、その記録はリレー式に送つて無事に持ち出すことができた、こういう状況であつたわけでありました。それが退廷前後の法廷外の状態でありました。

次に法廷内の事情を申し上げますと、裁判官は法廷に入ろうとすると、その周囲に十数名の男女の朝鮮人がおるの、裁判所の他の職員に対して出入り口の数名の警察官を配置しておくようにというふうなことを命じておいて法廷に入つたのであります。入つてみると、ただいま申し上げますように、入るまでかなり騒然としていた法廷が急に静かになつて、それで型のごとく人定聲聞、拘留理由開示、さらに被疑者及び弁護人の意見の陳述を終つて、その間、いはいまた傍聴の朝鮮人が被疑者にコップで水を飲まそうとするようなこともあつたが、その都度裁判官がそれを制止し、それを拒むと、すなほにそれに従つて、予期したよりも平靜な状態であつて、裁判官に対して侮辱のあるいは攻撃的な発言態度というものは少しも見えなかつた。それで裁判官も、このままで行けるならば、思つたよりもより以上に平靜に閉廷、終了ができるというところで、陳述を終るとすぐに閉廷を宣して、みづから退廷しようとしたのであります。ただいま申し上げますように、すでにそのときには、閉廷を宣すると同時に、二百人の廷内の傍聴人は被疑者の周囲に殺到して、渦を巻くように喧々囂々騒ぎ立てて、またたく間に被疑者を抱えて、頭から送るような調子で抱え出した。そうして法廷にいた朝鮮人もこれに應援して、ただちに裁判所の西裏門から逃走したというふうな状況であります。裁判官が閉廷を宣して、ようやく被疑者が法廷の出口から四人ともほぼ姿を隠して、外へ出て行つたと思ふところに、裁判官の身辺にいた朝鮮人が、引揚げろ、こゝろ絶叫したので、傍聴人もがやがやと引揚げて行つたというのであります。なおその際に、法廷内から外部に向つてか、あるいは法廷内の傍聴人に対してであつたか、あれを投げるな、びんを投げるな、こういうことをしきりにどなつておつたのであります。が、これはおそろしくこの被疑者と同様に、あるいは火災びんというふうなものを用意して、もし被疑者の脱走が思ふように行かないならば、火災びん、あるいはその他の武器を法廷内に投げ込んで、その混乱に乗じて奪還

するといふような計画があつたのではないかと考えられるのであります。

五月十三日における拘留理由開示の法廷の内外、前後の様子は、ただいま申し上げた通りであります。

○佐藤委員長 以上で参考人の実情説明は終了したので、次に最高裁判所の岸刑事局長より、その後起りました同種事件の説明を聴取したいと存じます。岸盛一郎君。

○岸盛一郎裁判所説明員 ただいま大阪、廣島両地方裁判所長から、廣島と堺市において起きましたこのたびの事件について、詳細御説明がありました。が、私から、やはり最近における同種類の事件の二つ、三つを御説明したいと思ひます。

その一つは、つい最近の報告によつて承知いたしましたのでありますが、五月九日に大分地方裁判所管内の臼杵という支部で起きた事件であります。その事件は、五月九日の公判期日に発生しました事件で、その事件は被告人が高橋某という人でありましたが、その公訴事実、被告人は日雇い労働者として仕事についておつた。ところが、昭和二十七年二月十七日午後二時過ぎごろ、あるところの作業現場において、現場監督の坂本というものから作業上の注意を受けたことに端を発して、憤慨した結果、その坂本という人の顔や頭をげんこつでなぐりつけたという暴行被告事件であります。五月九日は、ちようどの事件の第四回目の公判期日に当りまして、証人を二人尋問する予定になつておつたのであります。

する証人尋問が開始されたのであります。その尋問は、檢察官から尋問いたしておつたのでありまして、その檢察官の尋問中に、当の被告人と、傍聴席におりましたある一名のものが、ときどき証人に対して、それは偽証だ、そんなふうでは現場監督の資格がないといったような言葉を浴びせかけるので、その都度裁判官が、無断発言を禁ずるといふ注意を與えて、とにかく手続を進めておりました。そうしてこの主尋問と、それから弁護人側の反対尋問を終了して、正午十分過ぎごろ午前中の審理を終りまして、午後一時半にまた法廷が開かれたのであります。そこで特別弁護人としてついておりました富岡特別弁護人の反対尋問中に、先ほどの傍聴人が、ときどきその特別弁護人に対して、そこをわけ／＼といったような発言を傍聴席からいたしておつたのであります。次いでこの被告人自身の反対尋問に入りまして、被告人は証人のすぐかたわらに立つて、証人に対して威圧を加えておると認められるような態度で尋問を続けるので、裁判官はそれを制止して、被告人に着席のまま発言させることとし、それと同時に、証人にもいすを與えて尋問の手続を進めたのであります。被告人の反対尋問中に、被告人や、それから先ほどの傍聴人から、証人に対して、うそを言ふなといったような発言がありまして、もちろんさうような発言は、その都度禁止いたしましたのであります。また被告人の証人に対する尋問が、いつも長い自分の意見をまじえた方法でなされるので、証人がどういふ尋問の内容であるか理解しかねておりますと、先ほどの傍聴人が証人

に対して、何とか言わぬかといったようなことを申し、裁判官が被告人の尋問のしかたがまずいので、その尋問内容を要約して証人に告げてやると、いぬことをするなといったような発言をします。そこで、裁判官はその都度傍聴人に対して、無断に発言するときは退廷を命ずる旨を警告して、どうやら被告人の反対尋問も大した波瀾を生ぜず終つたのであります。被告人の反対尋問終了後に、その特別弁護人からの補充尋問中、檢察官から、重複尋問であるからこれを制限してもらいたいという申立てがありましたところ、先ほどの傍聴人が、いぬことを言うなと発言し、たび／＼発言します。そこで、傍聴人に対しては再三発言を禁ずる旨を命じ、また檢察官に対しては、檢察官が、発言をする際は裁判官の許可を受けなければならないことを忠告いたしましたのであります。すると、先ほどの発言を禁止された傍聴人がなおも執拗に発言を続けましたので、遂にその傍聴人に対して退廷命令を發したのであります。そこで退廷二名がただちにその傍聴人のかたわらに行きまして退廷を促したのであります。ところが、同人はいすを持つて動がず、そのそばにいた他の一人の傍聴人が廷吏の行動を阻止しようとしたので、このままの状態を継続することは退廷命令の執行に支障を来すと考えられたので、十五分間休廷を宣したのであります。そこで退廷二名をもつては、爾後の開廷中、退廷命令があつた場合に、その執行並びに法廷の秩序維持に手不足であると考えられましたので、十五分間の休廷中に、裁判所法第七十一条の二によりまして、裁判官は臼杵市警察署長に警察官三名の

派遣方を要求して、休廷後の開廷にはその警察官三名を入廷させて、かつさきに退廷命令を受けた傍聴人に対しては、職員二名と廷吏をもつてその入廷を拒否してその際同入との間に法廷の入口付近で小ぜり合いが起つたのであります。次いで午後の開廷を宣するやいなや、被告人と特別弁護人は罵声を放つて警察官に向つて退廷を要求し、かつ裁判官に対しては警察官の退廷を要求しておりましたが、このとき、さきに退廷命令を受けた傍聴人のかたわらにいて、その傍聴人に対する退廷命令の執行を妨げておつたところの傍聴人一名が立ち上つて、被告人と特別弁護人に相呼応して、裁判官は横暴だ、一方的裁判だなどなり散らすので、遂にその者に対しては、二人目の退廷命令を發したのであります。警察官の三名と退廷二名は、その傍聴人のかたわらに行つて退廷を促しましたが、その傍聴人もいすを持つて離れようせず、被告人及び特別弁護人は、警察官及び廷吏とその傍聴人との間に立ちふさがつて、退廷命令の執行を阻止しようとしておりましたので、三名の警察官のうち一名に対して、被告人を着席せしめるやうに命じて、その警察官がその命令を執行しようとしたが、被告人はがんとしてこれに従わず、一方法廷の入口の外からは、最初に退廷命令を受けた傍聴人が再び入廷しようとして、入口を警備中の職員三名と小ぜり合いをしていて、混乱を生じておりましたので、さらにもう三名の警察官の派遣を要求して、その警察官が到着すると間もなくまた別の一人の傍聴人が、その警察官に対して、お前は何ゆゑ来たのか、おれたちの税金で飯を食つてい

るではないかなどとなつておりましたので、その傍聴人に対して、三人目の退廷命令を發し、かようにして約四十分の後二人の傍聴人を廷外に退廷を命ずることができ、一時平靜に歸したといふことであります。

この裁判官は、このような状態に入つた際には、最初とつたやうに休廷を宣して全員を退廷させて、退廷命令を受けた傍聴人の入廷を制止する方法をとるかとも考えたのであります。が、休廷後の再開廷間もないことであり、裁判官が休廷々々を續けて審理を中断することは安当でないと考えて、一時の混乱を賭しても退廷命令を断固執行すべきであると考えてこのやうな処置をとつたといふことであります。

かようにして平靜に歸した後、特別弁護人に対し、証人に対する補充尋問の続行を命じましたが、同弁護人は、警察官と検事の退廷を求めて、これが実行されなければ、尋問したいことはあるが、尋問しないと述べましたので、裁判官は、弁護人に対し、與えられた尋問の機会に尋問しなければ、尋問を放棄したものと認めるということを告げたのであります。時に四時十分ごろであつて、その日二人の証人を調べるはずのところ、証人一人しか調べるのができなかったといふことであります。

(委員長退席、田嶋(好)委員長代理席)

この事件について、これは新聞記事が報道しておるところであります。が、この裁判官の感想として、かようなことを申しておきます。退廷命令を出しても、これが実行されずに、うやむやになるというのは意味をなさな

約十分後、法廷の入口の傍聴券交付所に押し寄せて、そこで係員が被告人の名を呼び上げ、また傍聴人へは傍聴券を交付しようとしたところ、全部入廷させろ、傍聴を制限するわけはない、公開の原則に反するなど口々に叫び立てて、はては係員の持つ傍聴券を引きさくやら、その係員を群衆の中に拉致するやら、立入り禁止のため設けた柵を破るやら、またこれを阻止し

じた後も、職員の制止を聞かずに法廷内外呼応して強引に入口を引開け、わつと喚声をあげてなだれ込み、まつなくすし詰め状態となつて、法廷のドアを閉ざしましたところが、入廷できなかった四、五十名のうち、計画的に後退していた傍聴券所持者が現われて、傍聴券の所持者をなぞ入れないのか、当然の権利だ、入れろなどと、係員、警官に入廷を要求し、また法廷から出

聽人執理のために設けた柵が破壊され、廊下の窓ガラスが五枚ほど破壊され、また法廷の入口の引戸の一枚の扉板が破壊され、廷吏のめがねが破損したそうであります。なお同日裁判所構内に、公判に押しかけようという題のピラをまいた者があつたということがあります。これがこの三月に津で起きた事件であります。

もう一つ四月の十四日に、静岡の地

を罵倒妨害し、またいち早くその隣者を、袖の下から自己の傍聴券を、券を持つていない者に渡し、不正入廷者は傍聴券があればいいだろう、とこれを提示をするといつたぐあいであつた。人の入廷に約一時間近い時間を要し、混亂を生じたのであります。裁判官は、その際再々にわたつて不正に入廷する者の退廷を命じましたが、そのような状況のもとでは、傍聴券を所持する者

一丸なつて口々に続行を求め、總立
 ちとなつて閉廷が不当であると怒号を
 出して、数名の傍聴人は木柵を乗り越
 えて被疑者の席になだれ込み、被疑者
 の退廷を執行しようとする刑務官を空
 き倒し、刑務官を床の上に転倒させ
 等の行為に出て、傍聴人が被疑者を
 囲んで混乱に立ち至つたので裁判官は
 待機警官四十名、警備員三十名を訟廷
 課長指揮のもとに入廷させて被疑者

救い出し、傍聴人の強制退廷をさせる等の処置をとりましたが、法廷の構造等の関係から警察官、警備員の活動は行動の自由を十分發揮されずに裁判官席、被疑者席になだれ込み、傍聴人とこれを阻止せんとする警察官及び警備員が正面から対立して、この退廷命令の執行に際し警備員の森下層は数名は傍聴人によつて殴打され、またはけられ、あるいは突き飛ばされ、倒され、また洋服をつかまれて引ずられる等の暴行を受け、警備警察官が警棒一本を奪われたほか、腕時計を壊される者や腕に傷を受けた者等も出たということでもあります。この混乱は口や筆には盡すことができないということでもあります。この混乱は約十五分くらいで済みまして、漸次法廷は静かになり、最初の命令通りようやく傍聴人を退廷させて閉廷することができたということでもあります。

○田嶋(好)委員長代理 岸さんに御注意しますが、説明はなるべく簡単に……

○岸最高裁判所説明員 これで終ります。かような次第でありまして……

ここで説明申し上げましたのはごく一部でありまして、最近平和条約の発効前後にかけてかような法廷内における暴力ざたまでに發展する事例は、全国の裁判所の随所に行われております。ものとくものくしき警戒のもとに裁判をするという事は、おおよそ民主的な裁判にふさわしきものではありません。しかしながら、事情はただいま申し上げた通りでありまして、このような状態でありますならば、今後の裁判

所の警備あるいは法廷秩序についてとくと再検討いたさなければならぬことが痛感されるのであります。またかような法廷闘争のために裁判所の機能は阻害され、能率が著しく低下しておるといふことも考えなければならぬ。さうように考える次第であります。

○田嶋(好)委員長代理 これにて最高裁判所当局的説明は終了しました。質疑の通告がありますからこれを順次許可いたします。綴治良作君。

○綴治委員 私ちよつと遅れて参りましたので、最初の大阪の報告はよくわかりませんが、広島の方を二、三点お聞きしたいと思ひます。

第一に、法廷の始まり前にもうすでに不穏な状況が見えておつたということは、裁判官室へ押し寄せて、他の裁判官までもこれに対して憂慮して、いろ／＼さしづせられたところから見て、明らかになつたところでありまして、さうであつたならば、この法廷を開くときには上ほど注意して開か

○田嶋(好)委員長代理 御質問の通り、法廷外において不穏な形勢は見えたのであります。当該の裁判官自身は、傍聴の制限とかあるいは禁止とかいふような、さういふ手段によらないで、平靜に終了し得る、さういふふうで裁判官自身が考えたのであります。そこではか、裁判官が、経験からいいますか、さういふところを考慮しておかなければいかぬと注意したのであります。従来広島法廷では、私は昨年

末着任したのであります。傍聴の禁止とかあるいは制限とかいふことはあまりやつていない。さうしてそれでどうやら従来事もなく済まして来た。さういふ前例もありまして、当該の係裁判官は、これもやつて行けるという期待を持つていたといふので、先刻申し上げましたように、特に傍聴の制限もせず、また現実、裁判官が入ればすぐ静肅になつたといふ状況で必ずや平靜裡に終了し得ると考えていたのであります。ところが、俄然終了と同時にあのごとき事態になつた、さういふ経過であります。

○綴治委員 そこでその法廷は、百五十人以上も入るといふから相当大きな法廷だと思ひますが、いわゆる立錫の余地ないほどでありましたが、それともそれほどもありませんでしたか。

○田嶋(好)委員長代理 この法廷は私の方の二号法廷であります。従前の法廷は高等裁判所が使う法廷であつたのであります。従前、広島地方裁判所にはさういふ事件を扱うに適當な法廷がありません。非常に粗末な、しかも外部との連絡、また外部への脱出といふようなことも非常に楽にできたといふ法廷ばかりで、当日も被疑者の側の方では、従前通り一号法廷でやつてもらいたいという希望もあつたのであります。警備といふようなことを考えて、特に高等裁判所の常用する法廷を借りて、二号法廷でやつたのであります。そこでこの法廷は、いすに腰をかけてすわるのと約百名、そこへ二百名くらい入つたのでありますから、相当多数の人が立つておつたような状況であります。

○綴治委員 そこで閉廷前に、法廷内では相当不穏な情勢があつたかなかつたか。ことに私の聞いておるところでは、赤旗並びに北朝鮮旗を教唆持つて、法廷内へこれを立てておつた、さういふ状況であつたといふのですが、それらの事実があつたか、また不穏な情勢がなかつたか、そこを聞きたいと思ひます。

○田嶋(好)委員長代理 裁判官が入廷する前に、かなり騒々しくつた。といふのは、最初裁判官は看守長と相談して、同時に入廷するといふことを約束して、打合せておつたのであります。ところが先刻申し上げましたように、朝鮮人代表者との交渉がひまどつたので、教分間遅れたのです。看守が被疑者を連れて入るよりも、裁判官の入るのが二、三分遅れた。その間に被疑者並びに傍聴人たちが、先刻申し上げました手錠をはずせ、釈放しろといふようなことを要求し、それに傍聴人が拍手をする、声援をするといふことで騒々しくつた。そこへ裁判官が入つて来るやいなや、代表者でもないのでもしやうが、ある朝鮮人が、裁判官がおいで静まつた、さういふような状況であります。

○綴治委員 そこでさういふときに、閉廷したときに、法廷内における監視と申しますか、この配備はどのように實際にはやつておいでになりましたか。

○田嶋(好)委員長代理 法廷内の警備といふのは、普通はまず被疑者を連れて来る看守は一対一が普通であります。このときは多少幹部も不穏な情勢が勃発しやしないかといふことを考えて、被疑者五名に対して看守が十一名入つて

おつた、それと私の方の廷吏でありましたが、それに警察官が、先刻申し上げました法廷に近いところの判事室で待つておつたといふので、法廷内の警備ないし周囲の状況といふのは、先ほど申し上げた通りであります。

○綴治委員 聞くところによりますと、これは入口は一箇所だといふことですが、一箇所はもう朝鮮人での出入りを固め、外から中までも全部朝鮮人が両側におる、窓はしつかり締めて、各窓々に朝鮮人が出入りのできないやうに監視しておつた、さういふ事実を聞いておるのであります。かようなことはあつたのですか。なかつたのですか。

○田嶋(好)委員長代理 この法廷の出入口は五箇所あつたと思ひますが、法廷の法壇——裁判官の入廷する法壇のまうしろが裁判官の出入口、右側が検察官の出入口、左側が弁護人の出入口、それに相対する正面に二つ出入口がありまして、これは傍聴人の出入口、但しその裁判官から向つて右の方の傍聴人出入口が常に閉鎖してあります。最初裁判官が入廷するときには、裁判官出入口付近に十数名の朝鮮人がいた。それから正面の傍聴人の出入口付近には相当たくさんいた。のみならずこの通路の廊下が非常に狭くて、裁判所の職員が警戒した。この付近に行かうとしたのであります。ほとんど傍聴人で一ぱいで、廊下が非常に狭いので出入口が一箇所なので身動きできぬほどでした。それから窓でありまして、この窓は先刻申しましたやうに裁判官が記録を廷吏に渡して、廷吏がそれを持つて、朝鮮人傍聴者たちに足や

腰をつかまれながら外に出た。それは窓から出たのであります。この窓は周りの窓を開いておつたのであります。周囲の窓を開鎖した、特に窓について彼らが自分の勢力をそこに置いておつたという事は、ことさらにはないのではないかと思ひます。

○鑑査委員 われ／＼として聞きただしておきたい点は、ちようどこで言えはこが被告人席になり、そこが裁判長の席、ここにさくがあつて、相当離れて傍聴人のいすがあるのだそうだが、それが開廷するようになつたら、傍聴人のいすを棚のところへ持つて来て、被告人に手が届くようにこさえておつた。それからさらに裁判官の横に傍聴人が立つており、被告人の両わきにも傍聴人が立つておつた。手を伸ばせばすぐつかまえられるように、前もつてできておつた。おまけに先ほどお聞きしておりました水をやつたと言つたが、水ぐらいではない、メモをやりとりしておつた、こういうことを聞いておりましたが、そのような事実はございませんか。

○藤山参事人 構はお尋ねの通り、被告人と傍聴者の間に一間半か二間半くらいの距離に、被告人のうしろに構があるものであります。ところがそれが今お尋ねのように、この騒動後に見ますと、確かに被告人の方に寄つておりました。しかしそれは最初から寄つてあつたか、あるいは傍聴者がどつと殺到した際に構が寄つて行つたか、そのところははつきりいたしておりません。それから裁判官の横の方に傍聴人である朝鮮人がいたのじやないか、これは確かに裁判官が退廷しようとしてうしろを振り向くと、すでに裁判官が出入りするところには朝鮮人がふさいでいた。そこで出入りができないから、檢察官の出入口である右側の出入口に行こうとしたら、朝鮮人が裁判官の法服をつかまえ、足もつかむというやうな事になつたわけでありまして。

○鑑査委員 立つておるばかりでなく、メモのやりとりをしたというのです。そのメモはどこに自筆車がある、どこそこに着がえがあるというふうな朝鮮語でやつておつたといううわさがあるのですが、これはいかがです。

○藤山参事人 メモのことは私はまだ詳細に聞いておりませんが、そういう事実が、メモというのか、とにかく朝鮮人が被疑者と傍聴者の間に随時接近する様子があるから、その都度裁判官はそれを制止していた、こういうことではあります。

○鑑査委員 それからいよいよ開廷しようとする同時に被告を奪取した。さくを越えればすぐ手が届くから。そのときに周囲におつた者が全部裁判官を出さぬことにして、相当時間押さえておつた。そこで被告がいよいよ門外へ出たということがわかつてから、そこで初めて裁判官を出した、こういうことですが、これも事実でありますか。

○藤山参事人 大体その通りでございます。意見の陳述が終つて、裁判官が退廷しようとしてうしろを向くと同時に騒ぎ出したのであります。そのときに二百名が被疑者の周囲に殺到した。なお裁判官あるいは檢察官にも、たしか裁判官を逃がすなというふうな声もかかつておつたそう、とにかく裁判官を外へは出さないという計画だつたには違ひないのであります。そしてお言葉の通りに首尾よく奪取すると同時に引揚げてしまつたということでありまして。

○鑑査委員 これは裁判官が平穩にやれるという判断のもとにやられたというならば、われ／＼責めるわけに行きませんが、判事補といわれるが、この人は判事の経験は何年ぐらゐる人でありましてか。

○藤山参事人 これは判事補に任命されて約一年半であります。そういう若い判事補にそういう事件を担当させるのはいかがか、こういう懸念があると思ひますが、こういう懸念があると思ひますが、これは裁判官会議で事件の分担をきめざるに、勾留状を發行した裁判官が必ず勾留理由開示をやるというのではなくして、事件分担になつておりましたのでそれに従つたのであります。

○鑑査委員 これはかような騒々しい事件になりますと、他の裁判官からもいろいろ御注意があつたというのです。が、所長みずからそれらの点はごらんになるものですか。別にそういうことはございせんか。

○藤山参事人 所長もむろん見るのであります。ただ所長はそこからの連絡も受けられるように、所長室を動かさないで采配をするという方針になつておりました。

○鑑査委員 われ／＼としても、あとで岸さんからも聞こうと思ひますが、おそろひ法廷で被告を奪取されたというやうなことは、日本裁判史上始まつてないことだらうと思ひます。まことに不祥事の中の不祥事でもあります。これ、裁判の威信を傷つくることこれより大なるものはないと思ひます。が、今後かようなことがあつてはこれは一大事でありまして。従ひまして、今後かようなことの起るであらうという想像もつきましますから、今後はかようなことをどうして防ぎ得ると思ひになつておるかを承りたいと思ひます。

○藤山参事人 御説の通りで、私も実に遺憾に考へております。これが対策につきましましては、私はちようど京しましたので、その日に警察、刑務所、檢察庁と今後の対策につきましまして合同協議をするということになつておりましたので、相當な協議事項が出ておると考へるのであります。が、私自身がお考えすれば、まずむろん法廷内外における警備状態を万全たらしめ、警察官の応援を受けるまでに裁判所自体でも指揮とか連絡とかいうことについて、もつと自衛的な態勢を整えなければならぬのじやないか、こういうことも考へております。また庁内ないし法廷から外部に連絡し得る、あるいは非常ベルとかあるいは拡音機とかいうものの設置があるのじやないか、さらに情報収集ということについても考慮されなければならぬ、また法廷の構造ないし法廷に通ずる廊下の改造というやうなことも考へなければならぬと思ひますが、しかし今度のこの事件が起つて考へてみますと、法廷のあの騒乱の間に、被告人が脱走したといふことを防ぐために、あるいは門から構内に入るときに、すでに彼らを制止すべきだつたというやうなことがあるであらう、というやうなことも考へられると思ひるのであります。

○藤山参事人 若し裁判官の判断でいいと見られたという事柄は、やむを得ぬとはいひながら少しく甘く見たといわざるを得ぬように思ひます。そこで私は岸刑事局長に承りたいのですが、先ほど来の御報告にありましたとき、裁判所における騒動自身もまたことに遺憾しごくなことではあります。その上被告人を法廷から奪取されたというやうなことは、私は事例がないと思ひますが、かような事例は今までありませんか、どうですか。

○岸最高裁判所説明員 私もういふ裁判所内からの奪取という事例は聞いておりません。

○鑑査委員 これに關して最高裁判所において、これを防止するについて

は、どのようなことをすればよいかという点を研究なさつておられるか、研究しておられるならば、いかなる結論が出ておられるか、また研究過程においても考へておられる点があるならば、この際承つておきたいと思ひます。

○岸高裁判所説明員 いわゆる法廷闘争につきましては、終戦後の特殊な現象で、また日本における法廷闘争のようなできごととは、おそらく世界に例がないと思ひます。それで裁判所の方といたしまして、ここ数年來、機会あるごとに刑事裁判官会、所長会、同席上で、いかにして法廷の秩序を維持すべきかというのを真剣に考へて来ておるわけでありました。しかし何分にも裁判所というところは、職員が鉄かぶとをかぶり、警棒を握つて民衆と対峙するところではないのでありまして、裁判所の警備ということにはおのずから限界があると思ひます。勢ひ警察官に警備を依頼するという以外にはないのでありまして、そのために、先年裁判所法七十一條の二というような裁判所法の改正をお願いいたしましたのであります。しかし最近の事情は、当該裁判官の法廷のやり方がうまくいかず、集団的暴力行為が起るものでありまして、これは裁判所だけの力をもつてしてはとうてい防ぎ得ないことで、先ほど広島市の所長からもお話がありました。したが、あとになつて、あのときこういう態勢を整へておけばよかつたというところは、なるほどあとになつて考へられますが、しかしそれはまた広島市の事件なんかも、最初から裁判所の門を固めて警官と対峙したとしましたならば、はたしてまたどんな事態が起つて

いたか、予想できないのであります。先年長野地方裁判所の門前において、警察官とデモ隊とが乱闘して、警察官が死亡したという事例すらあるのであります。しかし問題は、裁判所というものを国民がどう考へるかということ、そのことが一番大切なことではないかと思ひます。どんな理由があるにしろ、法廷内で暴力を行使するということは正当化することはできない。法廷は法の定める手続に従つて公正に事の黑白をきめる場所である。そして民主的な裁判制度は、被告人の権利を尊重して公平な裁判を受ける権利を保障しておる。またその審判は一般にも公開されることを担保しておるわけでありました。

(田嶋(好)委員長代理退席、委員長着席)

法廷では法と秩序の支配のもとに、すべての法律上の争いが公平に平和的に解決される、それによつて国民の自由と権利というものが擁護され、法秩序が維持されて行くのである。裁判所が民主政治の一つの重要な支柱であるというのもそのためである。そういう考へ方にもつと徹する必要があると思ひます。先ほど申しましたように、もしもいかにして法廷はおよそ民主的な裁判にはふさわしくないのであります。裁判官もまたものものしい警戒のもとに裁判を開くということとは好むところではないのであります。これまで裁判所はたゞ／＼警備の必要に迫られたときでも最小限度の処置しかとつておりません。それがそのとき／＼の事情によつて情勢判断を誤つて、とんでもない苦杯をなめたというところもあるのであります。しかしこ

のたびのやうな前代未聞のことが起りました以上、また今後どういふことになるかともわかりません。今後は裁判所の警備——警備と申しますのは警察官との連絡ですが、事態の危険は事情が迫つたといふことを裁判所が認めて、警察に連絡し、必要に応じて、応援の警察官が裁判所に到着するの非常に時間がかかることがまゝありまして、これは警察の方に言わせると、パトロール制度がしかれてからそのようになつた、ことに広島あたりは聞くところによりまして、本署には警察官の予備の人員はおらずに、各派出所に配置されておる、そういうのをかり集めて来るというところでは、どうしても手遅れになるわけでありました。そういう点の警察との連絡といふことを今後一層緊密にする。それから法廷の構造等がこういふ事業に對しては、ことに戦後のバックの小さい法廷ではとうてい適当でないものでありまして、そういう点も早急に改めなければならぬ、さう考へておられます。

○警備委員 岸局長の御説明を聞いておると、まことにどうも学校の子供が修身を習つておるやうであります。まことにとおとなしくしておつてさうすればかようなことは起らぬ、かようなことを起すのはどういふものが起すことであつたかと思つておるのですか。日本の法を破ることを目的とするものが起しておる。平穏な秩序をふちこすことを目的としておるものが起る。(おれの方を指さして何を言う)と呼ぶ者あり)法を守ればこういふことは起らない。(発言する者多し)こういふことでさやける連中がおる。相手は不

逞のやからなんです。その点を甘く考へておられるのだからこういふことが起るのです。これは議論をしてもしょうがないが、さういふ甘い考へをもつてこれから裁判をやられてはたいへんですぞ。もう一べん十分研究の結果本委員会に報告していただきたい。私はあなたの今の説明でこの事態が收拾できることは絶対に思ひません。これ以上私はあなたと議論してもしょうがない。もう少し真剣に考へていただきたい。

した傍聴人は、やはり平日傍聴に来るやうな自由労働者の集まりだと思へなつておられますか。それともまたほかにかつた性格を持つておる傍聴人であつたと思ひになりますか。その点の調査がありまして、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○小原参考人 その点につきましては、私東京へ参ります前に十分調査を命じて来て、あとまだ調査中であるはずであります。どういふ種類の者が多かつたか、どういふ割合であつたかというところは、正確な報告はまだ受けておりません。その際に新聞にも出ておりました通り、被告人の部落の者、部落といつても朝鮮人はありませんが、ここからも相当の人数が来ておつたといふことも聞きました。また市内の者、ふだん見ないやうな者もまじつておつたやうにも聞いております。その正確なことはまだ調査中で、報告を受けておりませんので、お答えいたしかねます。

○押谷委員 私の聞いておるところも、被告と同じ部落の住民が大勢押し寄せて来たといふのであります。赤旗を持つて大勢寄つて来た、こういふやうなことを聞いておるのですが、旗などを持ち出した事実があるかどうか、その点をお聞きいたします。

○小原参考人 私は、まだ赤旗のことについては報告を受けておりません。が、法廷で赤旗をどうかしらしたといふやうなことは、私まったく聞いてもおらぬし、私の想像としては、さういふことは頭に持つておりませんが、事実調べてみないとわかりませんけれども、多分さういふことはなかつたの

○小原参考人 毎日参つておりますが、毎日百人、二百人と来るといふことは、確かに調べておりませんが、ときどき私が参りまして、また広場の所におるのを見受けまして、聞いてみると、常にはかの裁判所よりは傍聴者が多いといふことであります。そうしてその際目につきましたからただしてみると、今の自由労働者たちが来ておる、こういふことであります。

○押谷委員 そこで当日乱暴を働きました傍聴者であります。その当日裁判所構内あるいは構外において乱暴を

ではないかと私は考えております。

○押谷委員 赤旗の点は新聞に報道されておつたので、私は承知したのであります。その点も御調査を願いたいと思ひます。同時に、この傍聴人、かような乱暴をいたしましたのは、常日ごろ自由労働者が裁判所に傍聴に来るという、その人たちは傍聴に来る意図もあつたに違つておるし、従つてその集まつた人たちの性格も、もちろん違つてゐるに考えられるのであります。今御調査に相なつた程度において、裁判所に集まる前後において、あるいはこの乱暴をする直前、その事前において、こういうことの一つの計画がなされ、あるいは指示がなされておつたという事実は、御調査に相なつておられますか。

○小原参考人 その点につきましては、まだここで正確に御報告を申し上げるほどのものは受けておりません。調査中でありまして、ただ聞くところによりまして、その法廷の開かれた朝、市役所の前に自由労働者が集まつてゐる所、ある一人の人が何か裁判所の公判があることを話し、何と云ひましたかそれはわかりませんが、公判の方へ押しかけることを使喚するような言葉を漏らしておつたといふことを、だれか伝へておつたように、さらに伝へておつた。それだけしか聞いておりませんから、それが事実であつたかどうか、これはまだ確定的にお答え申し上げかねます。

○押谷委員 当日の審理されました事件の性格から、一応その乱暴をした傍聴人の背後関係も想像ができるのであります。裁判所の方面におかれても、適当な方法によりまして、この事件の背後関係あるいはその計画性、特に当日傍聴に参りました、また乱暴をした人たちの集団の性格、かようなことを御調査を遂げられましたならば、適当なる機会に御報告をしていただきたいと思ひます。

○小原参考人 ただいまのお申出で承知いたしました。なお現地においては今後徹底的に調査をする、警察並びに検察庁も申しておるものでありますから、ある程度判明するだらうと思ひます。

○加藤(充)委員 界の支部の事件では、犯罪行為の日時、起訴の日時はどんなものになつておりますか。

○小原参考人 これは先ほど一番初めに申し上げました、犯罪行為は本年の二月十五日、起訴が三月二十七日。

○加藤(充)委員 私も実は大阪で新聞を見まして、ちよつと調べてみたことがあるのですが、津田という男は村の青年団か何かの幹部ないし団長をやつてゐる男だといふような事実は、所長何か御存じでしょうか。

○小原参考人 その点まで私は今調べておりません。

○加藤(充)委員 先ほど所長の御報告の中にありました大正村の飛行場というものは、ちよつと前の戦争時代に、ずいぶんあの辺一体の土地が広範囲に取上げられて、大正村は、今は八尾市に編入されておるのですが、あるいは柏原に編入されておる東の方の村では、平均三反までも行つていないのじやないかと言われるほど耕作反別がドカ減りいたしました。ために多年の先祖代々の職業である農業をやめたり、あるいはよそに日雇ひその他転職をし

て行かざるを得ないといふような状態になつておつて、そして最近いわれる講和の発効に伴つて、地元ではかねがね大正村の大正飛行場を何とか払い下げてもらいたいといふような機運が強いものではないかと思ひます。

○小原参考人 私たちは先ほど一番初めに申し上げました、犯罪行為は本年の二月十五日、起訴が三月二十七日。

○加藤(充)委員 私も実は大阪で新聞を見まして、ちよつと調べてみたことがあるのですが、津田という男は村の青年団か何かの幹部ないし団長をやつてゐる男だといふような事実は、所長何か御存じでしょうか。

○小原参考人 その点まで私は今調べておりません。

○加藤(充)委員 先ほど所長の御報告の中にありました大正村の飛行場というものは、ちよつと前の戦争時代に、ずいぶんあの辺一体の土地が広範囲に取上げられて、大正村は、今は八尾市に編入されておるのですが、あるいは柏原に編入されておる東の方の村では、平均三反までも行つていないのじやないかと言われるほど耕作反別がドカ減りいたしました。ために多年の先祖代々の職業である農業をやめたり、あるいはよそに日雇ひその他転職をし

て行かざるを得ないといふような状態になつておつて、そして最近いわれる講和の発効に伴つて、地元ではかねがね大正村の大正飛行場を何とか払い下げてもらいたいといふような機運が強いものではないかと思ひます。

○小原参考人 私たちは先ほど一番初めに申し上げました、犯罪行為は本年の二月十五日、起訴が三月二十七日。

○加藤(充)委員 私も実は大阪で新聞を見まして、ちよつと調べてみたことがあるのですが、津田という男は村の青年団か何かの幹部ないし団長をやつてゐる男だといふような事実は、所長何か御存じでしょうか。

いろいろの制約がございまして、いろいろの持ち方というものの、やはり原因の一つの大きな部分を占めておるのではないかと思ひます。

○小原参考人 私はこの事件について直接當つておりませんので、証拠も見ません。従ひましてその事件が、ただ公訴状として提出されたものがただいま述べた通りのものであるという事実しか申し上げることはできません。

○加藤(充)委員 広島の方の事件で藤山さんにお尋ねしたいと思ひますが、先ほどのお話の中に、狭い法廷でやるつもりのものであつたけれども、高裁の方の特別二号法廷を使用するようになった。そのことは被疑者あるいは被疑者関係の方から申入れがあつて、高裁の二号法廷の方が使われるようになったのでありましようか。

○藤山参考人 被疑者の方の申入れではあります。ただ先刻も申し上げましたように、裁判所の方で、一号法廷は一つには二階が会議室になつておりまして、たまたま当日は二階で会合がありまして、非常に下が騒がしいといふのと、一つは先刻申し上げました一号法廷よりも二号法廷の方が大きかつ

たからであります。

○加藤(充)委員 かね／＼約七十名の警官、それから職員約二十名がこの対策のために配置されておつた、こういうことでもあります。結局被疑者を逃亡させたのか被疑者が逃亡したのか、その関係は私もつまびらかにいたしません。が、そういう際に何か警官ないし職員との間にいゝゆるる騒動があつて、そのために双方に負傷者が出たという事実はないのでしやうか。

○藤山参考人 そういう事実はあつたことがございません。ただ先刻申し上げた庭吏が記録を持ち出す際に、それをひつぱつたといふこととございまして、せんが、警官は武装警官でしやう。あるいは私服にいたしていても、ピストルを忍ばせておるのが最近の警官の実態でありますから、いづれにしても、鉄かぶとをかぶるということは除外いたしまして、武器を携帯しておつた警官だと思ひますが、この点はいかがうでしょうか。ついでだから確かめておきたいと思ひますが、警備に不足があつて奪い取られてしまつた、逃げ出されてしまつたといふことでは、私はどうも納得いたしかねますので、もし警備に不足だといふのであるならば、あれだけの人数と、それからピストル携帯の警官があつて起きた事件は、單に警備が不足だといふことではないのではないかと私は思ふ。

〔委員長退席、田嶋(好)委員長代理着席〕

警備が不足だといふのであるならば、どこにそういう不足の場所があつたのか、あるいはどこに連絡等の事柄について欠陥があつたのか、いさし具体

的にお述べいただきたいと思うのであります。

ついでだからもう一つお尋ねいたしますが、武装警官の裁判所構内への派遣の要請あるいは警備態勢の要請というものを警官に求める場合は、当該の裁判長である判事あるいは裁判所長がやられるのだと了解しておりますが、この場合に、先ほどのお話ですと、何か騒ぎを聞いた判事が便宜的に好意的に電話をかけたというようなことがあつて、所長はお留守だつたようでありまして、所長留守のときには所

長にかわる責任者、次席その他があるはずだと思ふのです。その場合に、かつて、やたらにわあ／＼騒ぎまわつてしまつて、結局これだけの配傭したといふことになつたのでは、その意図はいずれにもたしましたも、少し秩序が裁判所側においてすでに乱れておつたのではないか、こういうふうに感じまするので、その点もあわせてひとつお知らせ願ひたいと思います。

○磯山参考人　まず警官がいわゆる武装していたかという御質問であります
が、これは警備態勢につきましますから、要するに警備態勢につくだけの身ごしらえはしてあつたと思います。
それから警備が不足であつたかと

それから警備が不足であつたかといふ御質問でございますが、不足と申しまして、要するに警備についていた警官は、大部分法廷の近所の刑事室、ちよつと法廷構内の構造を申ししますと、民事刑事室が法廷よりも東寄りにあるのであります。その刑事室におつたのであります。その刑事室における警察官に対して――御承知のように法廷は裁判官が法廷指揮権を持つてお

りますけれども、法廷外は、私どもは高等裁判所と地方裁判所が一緒におりますので庁舎の管理権を持つておる高等裁判所長官の指揮を受けなければならぬ。当日は今申しました二階で別の会合がありまして、その方に長官が行つておりましたために上席部長の伏見判事が指揮に當つておたのであります。それでその伏見判事に急を告げて、伏見判事から警官の出動を求めて警官が出たのでありますが、時すでに遅く、不足というのではなくて間に合なかつたという状況であります。

ります。結局職員三十名の配置を手配したときにはなせ間に合わなくなつてしまつたのか、どうも私にはわかりません。その辺をいまだ少し明確にしていただきたいような気持ちが強いのですが、きよりはこまかいことをお尋ねしてもいたし方ありませんから、最高裁の岸さんにお尋ねしようと思うのです。

やはり乱暴するということは好ましくないことでありまして、これに対する政策も必要だと思ふのですが、そういうことが何のために起きて来るかと

違憲論がやかましく、特に講和発効後においては、ポ勅に基礎を持つたこのの憲法上あるいは理論上当然に失効するべき筋合いのものであるとか、そういうやかましい論議は別にいたしましても、占領期間中の問題はそれが占領中であつたから犯罪視され、取締りの対象になつた、講和が発効すれば当然帳消しになるのではないか、こういうふうな気持は日本人一般の間に強いのである。これは何も「アカハタ」が出て来たからそういうふうになつたのではないと思

うな歴史的なながめ方をいたしますすると、今の裁判官が法を解釈適用する、あるいは法廷はその裁判というものをするとところだということだけの——押しつけといつては言葉が過ぎるかも知れませんが、そういうことについて内省的な批判が足りないことがこういうようなところにも現われている。先ほど鑑治君は、法廷に初めから乱暴をする者がやつて来るのだから、そんなやり方じゃ治まりはつかぬのだということとを——暴言だと思いますが、言いました。そこで小泉さんは大坂で少し、

それから警察官を要請する場合の手続と申しますか、やり方であります。広島へは私昨年末雇任したのであります。それ以前から例の裁判所法の規定による裁判所の直轄警察官に対する派出所の要求手続をとらないで検察庁に連絡して、それで検察庁から警察に連絡するといふやり方です。

いうようなこと、これを明確にする必要があると思う。そうしないと対策だけのものになつてしまう。先ほどお話の一部にもあつたようですが、初めから裁判所の構内に入れないで、そこで防ぎとめて、法廷はおとなしそうに思われる者だけ集めるということですか。

います。こういうふうなことを関連させて、戦争中の経済事犯、政治犯などについて反省してみますと、裁判所は法を適用するところである、あるいはその結果について判断をするところである、法廷というものは神聖なる場所であることは間違いないにいたしまし

ちやうどいらつしやいますから、私はここで大阪の経験を申し上げてみたいと思う。あの何年か前に起つた……。

○田嶋(好)委員長代理 加藤君に一言注意申し上げますが、あまり脱線しないように御質問を進めていただきます。

たのであります。今度の場合もそれでありす。それで判事がたま／＼独断で警察官に云々ということは、検察庁に警官の派出の連絡方を頼むとき、警察署も了承しておつたのであります。が、来方がおそいから判事がそれをするに催促したという形であります。

い、警を裁判官がおきめになつたり、職員がおきめになつたりした、これはどうも昔と違ひまして、裁判官は天皇のも、裁判官じゃございせんから、やはりそこに憲法的に行き過ぎが出て来るのではないが、そういう騒動が起きまし

でも、戦争中裁判官があつたの、毅然たる獨立というやうな態度でやつて来たかどうかという事になつて来ると、私どももよその事のように言つてたいへんあつたかまじいのですが、顔に汗する裁判官が一人もないどころか、これは私も自信が持てないではありません。私いつも思ふ、出しますのは、いつ

○加藤(充)委員　いわゆる扶操金庫の
隠匿物資の摘発ということで、神戸地
方裁判所で問題になりまして、日本で
最初の黙秘権行使のいろは事件と報道
された事件が起きたのです。神戸地方
裁判所では、大野裁判長がお保であつ
たようでありますけれども、結局法廷

○加藤(充)委員 職員が三十人ほどお
りまして、特別配備についておつて間
に合わなかつたというのでしよう。し
かもこの警官との間に乱闘も起きない
ですうと出て行つてしまつたという
のでは、どうもそこが何でそういうこ
となつたのか、いくら裁判所は広い

た場合の、法廷で問題になった被疑事件の歴史的、社会的な性格とか性質とかがいろいろものをばつきりさせておく必要があると思います。岸さんの先ほどの敗戦後特に目につくよう御答弁では、同時にまた講和発効前になつて来た、同時にまた講和発効前にこの種の問題が多くなつた、こう

大津事件のときの兒島裁判長のあの毅然たる護法の態度です。この問題については、あの当時日本の国家と民族が置かれておつた地位、それに伴う日本人の感情的なものが、やはりあの断固として法を守り抜いて行くという兒島裁判長の考えの中に、二つ一体になつ

れない。弁護人は控室まで来ておつたけれども、法廷から案内があるだろうと思つて待つておつたところが、被告人だけが出廷させて、弁護人の立会いなしの法廷のためにいろいろなごた／＼が起きて、全被告人は退廷を命ぜられた。それが高裁になつて、ちやうど大

たりといえども、囲いは多少ともある
のでしようし、どこからでも出入り
できるといふことではないと思うのであ

言われるのですが、とにかく占領法
令、ポ勅というものが基礎になりまし
て、それに基いて各種のポ政令という
ものが出た。ポ勅そのものについて

て顯現されたと思うのです。これは總
會的に歴史的にながめてみなければむ
すかしい問題でございましょうが、私
はその思うのであります。その、

阪の高裁の万歳部長のところで審理されたのであります。そのときに私どもは初めて弁護人として法廷に出たので

ごたもなしに非常に円満で、被告人達も、さすがは神戸と通う、万歳さんだというような心算で判決を受けることができた。これは脱獄しないように注意されながら、多少脱獄したと思いがすが、やはりその原因をはつきり突き詰めることなしに対策ということだけに走りまわす、これはほんでもないことに相なる。対策だけではこの原因を除去するわけには断じて行かないのである。むしろその波瀾と騒ぎを大きくすることに火をつけるような形にさえなりはしないかと思われぬのであります。これは二十年ほどの弁護士の経験からそう感ぜられるのであります。やはり心服している人はいない、いい人はいないのですから、そういうところにも原因があると思うのです。先ほどお尋ねしましたように、戦争後あるいは講和発効前後にこの種の事件が多くなつたというようなことを言われまして岸さんに、そのことを最後にお尋ねしたいと思ひます。

○最高裁判所説明員 法廷の秩序が乱れる一つの原因は裁判官にあるのではないかというお尋ねのように伺つたのであります。その点については私は大いに異論を持つておるのであります。戦前戦後にかけての裁判官の態度についていろいろお話がありました。が、御承知のように、戦前の裁判所といふものは、いわゆる違憲裁判権といふものがなかつたのであります。国会のつくつた法律には忠実に従わなければならなかつたわけでありました。とも命令については法律違反の判断をした例はちよい／＼ありました。戦後になりまして、この点は裁判所の地位といふものが非常に強化されました。

て、違憲判断の権能を持つようになり、違憲判断の最終の判断は最高裁判所の判例によつてきまるわけでありまして、占領中あのような間接統治という統治方式をとられた結果、本来占領軍でやるべきことを日本の国家機関、裁判所にやらせたという面があるのです。その点において裁判官の独立をと、やかく言うことは、ちよつと見当違いではなからうかと思ひます。それからもう一つ法廷の秩序維持の問題であります。これは裁判官によつて、これをどういふふうに統一するといふことはまだやつておりません。が、しかし先ほど来申し上げました例から見ますと、現行の制度のもとでは不十分である。と申しますのは、裁判所法の規定、あるいは審判妨害罪、訴訟上の訴訟指揮権、法廷警察権だけではまかないきれないのであります。法廷の審理の最中における秩序破壊行為といふのは全国の裁判所至るところで起きておられます。そういう者に対して即座に力強く制裁を加えるという方法は、ただいまの日本としては私は絶対必要であると考えております。

○加藤(充)委員 大体御説明は御説明の通りであります。が、ボツダム宣言あるいは連合諸国間の国際協定という問題と関連させて、間接占領という形で行われた占領政策についても、これはそのこと自体が宣言に違反するのでないか。あるいは敗戦条件以上の割りつけではないか。特に憲法その他の条文との関係、あるいはまたそれを執行して行く場合の国内的な手続、制度との関係等、これはいろいろ議論の多

いところである。また講和の問題などについても、安保条約につきましても、憲法に違反するといふ議論も相当あり、学界の意見も強いのです。法律は通りましたけれども、これには日本民族として、治外法権の問題、あるいはその他いろいろ問題について、経済的にも政治的にも、やはり国民が得心のしきれないものを感情的に少くも持つことが多いのではないか。これは私も言つては語弊がありますが、共産党とか一部少数の者が赤旗を立てて歩くといふようなことではなくて、むしろ本質としては国民感情とそれが合わない。結局独立といふものが早くされなかつたといふ根性ですが、やはり基礎になつて出て来るものではなからうか。われ／＼共産党といへども、そういう国民感情を無視して、いろいろ活動や政策を立てるものでは断じてありません。立てたところでそういうものは権威ある政治政策にはなり得ないものであると了解をしておられます。こういう問題は、上から――講和條約あるいは安保條約、行政協定等の発効に基いて、いろいろ法案が通ります。国会の多数決できまつたからその通り法律は守らねばいかぬといひましても、この疑うべからざる民族感情、民族の置かれて来る立場というやうなところから出て来る問題は、国会できめられた法の権威である、その基礎づけはやはり両條約に発端するものではないか。なか／＼承服しにくいものがあるのではなからうか。またこういう民族感情といふものが心になつて、大きなものになつて行つて、日本の民族といふものは更生し独立し得るものだと思いますが、裁判所は法

を適用すればいいのだ、それ以上の解はどうでもよいのだといふことがあつても、やはり裁き方、扱い方の中に、日本人を得心させて行く一つのが、法律の解釈、適用などのほかにあるのではなからうか。そういうようなことから、もし法廷に必要以上、あるいは無用の摩摺が出て来るような場合があつたら、それはどういふ原因のために起きたかといふことを真剣に追究し、対策を立てる必要があると思ひます。報告されたお言葉なり事例によりますれば、私はこういうことのないようにしなければならぬと思ひます。が、そのないようにするには、先ほど来申し上げておりますようなことも、大きな――むしろ私どもの立場から言えば基本的なものでないだらうか。それでむちやくちや言つては、やはり権威をもつて処置をする、こういうふうな精神なり、態度なり、対策がやはり必要でないか、こういうふうには思ひます。小原所長や藤山裁判所長や、あなたに關連して、そんなふうな意味合いから質問をしたわけなのです。

○田嶋(好)委員 世耕弘一君。○世耕委員 ほかの委員からそれ／＼質問がありまして、私はその他の範圍で二、三お尋ねいたしておきたいと思ひます。近來社会不安が激化されて、それに伴う事件を法廷において裁判されたという例がたゞ／＼発生していることは御承知の通りであります。この法廷の不祥事件が全国に及んでいふといふことは先ほど来岸局長から御報告があつたと思ひます。しかしらばかような事件をば裁判する場合に、これ／＼の注意

を適用すればいいのだ、それ以上の解はどうでもよいのだといふことがあつても、やはり裁き方、扱い方の中に、日本人を得心させて行く一つのが、法律の解釈、適用などのほかにあるのではなからうか。そういうようなことから、もし法廷に必要以上、あるいは無用の摩摺が出て来るような場合があつたら、それはどういふ原因のために起きたかといふことを真剣に追究し、対策を立てる必要があると思ひます。報告されたお言葉なり事例によりますれば、私はこういうことのないようにしなければならぬと思ひます。が、そのないようにするには、先ほど来申し上げておりますようなことも、大きな――むしろ私どもの立場から言えば基本的なものでないだらうか。それでむちやくちや言つては、やはり権威をもつて処置をする、こういうふうな精神なり、態度なり、対策がやはり必要でないか、こういうふうには思ひます。小原所長や藤山裁判所長や、あなたに關連して、そんなふうな意味合いから質問をしたわけなのです。

○田嶋(好)委員 世耕弘一君。○世耕委員 ほかの委員からそれ／＼質問がありまして、私はその他の範圍で二、三お尋ねいたしておきたいと思ひます。近來社会不安が激化されて、それに伴う事件を法廷において裁判されたという例がたゞ／＼発生していることは御承知の通りであります。この法廷の不祥事件が全国に及んでいふといふことは先ほど来岸局長から御報告があつたと思ひます。しかしらばかような事件をば裁判する場合に、これ／＼の注意

を適用すればいいのだ、それ以上の解はどうでもよいのだといふことがあつても、やはり裁き方、扱い方の中に、日本人を得心させて行く一つのが、法律の解釈、適用などのほかにあるのではなからうか。そういうようなことから、もし法廷に必要以上、あるいは無用の摩摺が出て来るような場合があつたら、それはどういふ原因のために起きたかといふことを真剣に追究し、対策を立てる必要があると思ひます。報告されたお言葉なり事例によりますれば、私はこういうことのないようにしなければならぬと思ひます。が、そのないようにするには、先ほど来申し上げておりますようなことも、大きな――むしろ私どもの立場から言えば基本的なものでないだらうか。それでむちやくちや言つては、やはり権威をもつて処置をする、こういうふうな精神なり、態度なり、対策がやはり必要でないか、こういうふうには思ひます。小原所長や藤山裁判所長や、あなたに關連して、そんなふうな意味合いから質問をしたわけなのです。

を必要とするという注意事項くらいは訓示が上長官からあつてしかるべきものだと思ふ。たとえば大阪の裁判所に對して上からそういうような注意事項が何かございましてかどうか、それをまず伺つておきます。

○小原参事人 今の御質問は個々の事件についてでしょうか。

○世耕委員 法廷不祥事件が全国に及んでゐるということは先ほど報告のあつた通りであります。さういふ關係から、大阪地方においてもさういふ事件を取扱うときには、自然さういふ不祥事件が発生するものと予想しなくちゃならぬ。だから監督官庁からこれ／＼の事件を取扱うときはさういふ注意をしるという訓示なり示達があつてしかるべきだと思ふ。この点があつたか、あつたかというところをお尋ねするのであります。

○小原参事人 そのことはもう以前からわれ／＼実務を扱つてゐる裁判所として非常に関心を持つてゐるのであります。いかにしたら法廷をスムーズにやつて行けるかというところは、われわれ最近において最も苦心してゐるところであります。裁判の研究會あるいは裁判官會議、すべての機会において各裁判官に對して教訓し、またわれわれとしても注意を十分與えております。また傍聴人等に対する注意は、大阪の裁判所におきましては、傍聴席の入口に警察に傍聴しなければならぬというふうな注意書を張つていたしております。

○世耕委員 先ほど來の報告を承つておりますと、裁判所側の事件処理等について一応十分の注意があつたことは理解できるのであります。しかしながら、

ら、警察との連絡に円滑を欠いてゐたということが指摘できるのであります。たゞ／＼要求しても警察官の出勤が遅れた、あるいは少数であつた、かようなことを考へてみますと、最近における社会不安と、その激化の状況に對する見通しが不十分ではなかつたか、ということが言えるのであります。私はこの關係から見まして、事前に警察との打合せをもつと緊密にできなかつたか、事態を簡單に考へておつたではないかという考へを持つのであります。最近における社会情勢から見ても、私はあの程度で事件が納まつたことはむしろ不幸中の幸いだと思つてゐる。もつと事件が悪化したら、裁判官なり、あるいは書記は殺されてはせぬか、かように説明を聞きながら、さういふことが想像できるのであります。

○小原参事人 檢察庁、警察、これらにつきましても連絡は常々大阪としましては機會あるごとによつております。今度の堺の事件におきまして、これはおそいといわれてもいたしかたありませんが、さつそくこの二十二日、

私の留守中でありましたが、檢察庁、拘留所並びに警察、裁判所側の四者が集まりまして、いろいろ協議もいたしておるはずであります。また裁判所と檢察庁との連絡が悪かつたのではないかと、この御質問であります。この点におきましても大阪としましては、もしもさういふ事件につきましても、絶えず檢察庁と連絡をとつております。ただ突発的のときにあたりまして、數分を争うという場合に、あるいは間に合わないといふようなことがあるかも知れませんが、それはどうもやはり計画的にやられて意表をつかれる場合、裁判所としても最善を盡しても防ぎ切れぬような場合があるのでないか、これを常々心配いたしております。われ／＼第一線の者としてまします。われ／＼の第一線の者としてまします。われ／＼の第一線の者としてまします。

○小原参事人 これは將來の問題でありまして、今私手斷することはできませんが、かような強力な権限が裁判所に與えられるといふことがありましたらば、それによつて裁判所に対する社会の認識があるいはかわつて来るのではないかと考へておるのを、それを實際伝家の宝刀として抜く抜かぬにかかわらず、われ／＼としては安心してやれるのではなからうかと考へております。

○藤山参事人 從來の裁判官が持つ法廷に對する秩序維持権といふものではないかと思ふ。さういふ際にはぜひともさういふ法廷がなければならぬのではないかと考へております。

○世耕委員 私はこの間の事件が裁判所の手落ちだといふ前提で考へては行かないです。裁判所自体から考へまして、十分の手は打つておるやうに私は想像する。しかしながら、ただ警察との連絡が不十分であつた、その警察との連絡は裁判所がやるよりも、むしろ上長からふだんにおいて緊密な連絡をしておくべきではなかつたか。かような点について今後もあるべきことだから、実はあなたの意見を聞いておるわけですから、ことにかような不祥な事件を予想した場合に、なぜ待機しておかなかつたか。電話をかけても間に合なかつた、催促してもやつて来たときはもう落んでしまつたといふようなことは、実は裏をかかれておるのです。最もこの法によつて防止し、その法に

○田嶋(好)委員長代理 ちよつと委員長からも一言質問いたしますが、現在裁判所側で裁判法が本委員会にかかつております。この法案の内容は御存じのことと思ひますが、この裁判所側で厚制法案が法として世の中に現れまして、今日起つておるような事件をこの法によつて防止し、その法に

近における各地の事件は、みんな裁判所が裏をかかれた事件である。ところが先ほど岸局長の話では、もし武裝警官が待機しておることが目につくと刺激するだらうといふようなことを言つた。そこなんです。いわゆる左翼戦術なるものは、さういふふうにして牽制するのです。牽制をして置いて、一方では逆な戦術を使う。われ／＼から考へると、完全に裁判所は侮辱されてゐるじやないか。どこに裁判の威信が保たれたかと言ひたい。かようなことは裁判所自体の問題だけじやない。他の機關とふだんに緊密な連絡をとつてしかるべきじやないか。その点について中央における考へが認識を改める必要があるのではないか、かように私は考へる。これはひとつ局長から御返事を願ひたい。

○藤山参事人 從來の裁判官が持つ法廷に對する秩序維持権といふものではないかと思ふ。さういふ際にはぜひともさういふ法廷がなければならぬのではないかと考へております。

○世耕委員 私はこの間の事件が裁判所の手落ちだといふ前提で考へては行かないです。裁判所自体から考へまして、十分の手は打つておるやうに私は想像する。しかしながら、ただ警察との連絡が不十分であつた、その警察との連絡は裁判所がやるよりも、むしろ上長からふだんにおいて緊密な連絡をしておくべきではなかつたか。かような点について今後もあるべきことだから、実はあなたの意見を聞いておるわけですから、ことにかような不祥な事件を予想した場合に、なぜ待機しておかなかつたか。電話をかけても間に合なかつた、催促してもやつて来たときはもう落んでしまつたといふようなことは、実は裏をかかれておるのです。最もこの法によつて防止し、その法に

○田嶋(好)委員長代理 ちよつと委員長からも一言質問いたしますが、現在裁判所側で裁判法が本委員会にかかつております。この法案の内容は御存じのことと思ひますが、この裁判所側で厚制法案が法として世の中に現れまして、今日起つておるような事件をこの法によつて防止し、その法に

ります。それで裁判所もいろ／＼考へて、法廷内には警官を配置しないといふやり方をとつて来て、それはそれなりとその問題は片づきました。けれどもも事案によつて警備が手薄と見るとまた騒ぎが起るという例もあるのであります。ですから初めから法廷を武装化するようなことは、とうてい裁判所としてみとるべき態度ではない、また裁判官もそういうことを考へておりません。大体はできるだけ手続を早く軌道に乗せようという気持が非常に動きます。このたびの広島の場合はまさにそのあとの比較的穩健な方法によつたものであらうと思ふのであります。あとから考へると、あるいは事前に、赤旗を押し立てて来たとき、裁判所の門で食いとめるといふ手もあつたといふことは十分考へられます。そういう事態になりますと、この場合の事件の性質からいって、そこで相當の騒ぎになつたのではなからうか、流血の惨事を起したのではなからうか、そういうふうにか考へられるのであります。

○世耕委員 お説は承ればもつともだと思ひます。われ／＼も武装警官を張りめぐらして、その中で裁判をするような軍國調の裁判を望むのではありません。しかしながら事態やむを得ない場合には仕方がない。ことに今のような報告の内容からしても、安心して裁判官が裁判できますか。私は非常な恐怖心をまず起さしめるであらうと思ふ。かようなことではたして裁判の神聖が保てるか、それをどうするかといふのが、われ／＼があなたの方にお尋ねするゆゑんなのです。もし不幸にして火焔びんを投げかけられ、火災でも起つたらどうなるか、そうして入口はさ

ような不穩な行動をする者によつて閉鎖されていたらどうなるか。幸いに不祥事件が小さくて過ぎたことにはつこうなことであつたが、さうなことも想像しなければならぬ。広島事件のごときは、最初は相當やつたのだけれども、あとで穩やかになつた。それが彼らの手です。彼らは裁判所を侮辱するといふ点では、一応目的を達成してゐる。さうな巧妙な手段によつて、次第々々に裁判の神聖を粉碎して行こうという戰術である。それをわれ／＼は考へるがゆゑに、その手に乗らないように、裁判を公正にして、さうして神聖を保ち得る方法ありやいかん。この点現実にその衝に當つておる人の意見を聞き、その事情によつては、国会としてわれ／＼もしつかりした腹で検討をして、対策を立てなければならぬのでお尋ねをしてゐる。決して責任を追究してどうこうといふけちな考へでお尋ねしておるのではないのであります。どうぞ親切に御説明願ひます。

○岸最高裁判所説明員 先ほど来の話の續きになります。もと／＼裁判所といふところは、法廷を武裝化して、職員が鉄かぶとをかぶつて、国民と相対してゐるところではないのであります。裁判所は法律の系統によつて、そこで平和的に法律上の争ひを解決するところなのであります。ですから、この種の事件の被告人たちにも、それは言ひ分が多いと思ひます。その言ひ分を系統によつて法廷で秩序正しく述べ、さういふことが必要なのであります。ところが先ほど來説明しておりました事例における被告人たちの態度は、さうではなくして、初めから裁判官を

攻撃の対象としたしてゐるのであります。それが從來はそれほど集團的なものはなかつたのであります。最近ではほとんど傍聴人席を埋める傍聴人と被告人と相呼應して、さういふ方法でやつて来る。正面から裁判官を罵倒奴とのしり、あるいは、これはごく最近の例であります。弁護士の資格を持つておる弁護士すら、時代がかわれば、まず第一にお前を告発するぞという意味のことを、その弁論中に述べたおる状態であります。でありますから、問題はいろ／＼複雑になります。

が、法廷の審理を円滑に行うための法廷内の秩序維持の問題と、それから昨今起りますような事例を考へて、裁判所全体の構内を安全に保護するといふ二つの問題があるのであります。しかもその二つの問題は、複雑微妙にからみ合つてゐる問題であります。從來の制度によりまして、裁判所法七十三條に規定してある審判妨害罪という制度があります。この審判妨害罪の制度があれば十分じやなからうかといふのが、これまでの裁判所侮辱制裁法案に對するところの有力なる反対意見であつたのであります。ところが審判妨害罪の制度といふものは、法廷内に起きた妨害行為を、檢察官が通常の系統に従つて起訴して、本来の系統と別個の系統で、最初から刑事訴訟法の規定に従つて審理をやつて行くといふ建前でありまして、さういふ系統になりますと、その審判妨害罪の事件の審理において、また同じようなことが繰返される、さういふことになるのであります。審判妨害罪といふものがあるにかかわらず、これまでそれが適用されたのはわずかに二、三件しかないのじや

ないかと思ひます。

〔田嶋(好)委員長代理退席、委員長着席〕
あの制度を十分活用しないで、侮辱制裁法案を考へるといふことは、絶対にだといふ御意見がありますけれども、ただいま申し上げましたような事情で、裁判所法の審判妨害罪の規定といふものは実行性がない、あれが件数が少いのは、利用されないのは、やはり利用されないだけの理由があるからなんです。そこでどうすれば最も法廷の秩序が維持されるかといふのに、まず裁判官の現に審理を進めてるときに、まづ向から手続を無視し、法を無視した態度があつたときに、即座に制裁を科するといふ制度、英米法でコンテンプトの制度といいますが、必ずしも終戦後日本が新しく取入れようといふ制度ではないのであります。旧裁判所構成法の規定にあるのであります。あれは明治二十年かの古い法律ですが、五円かの罰金、五日以内の拘留を即座に裁判官が科することができるといふ制度があつたのでございまして、その制度が、新しい裁判所法をつくり出すときに、輕率に創設されて今日に至つてゐるのであります。どうしたら法廷の秩序が維持できるかといふことは、これは裁判所侮辱制裁法の規定があればただいまのような集團行為は跡を絶つといふことは、おそらく断言できないと思ひます。しかしながら現在よりもはるかに法廷の審理が秩序正しく行ひ得る素地をつくることとできると思ひます。法廷の秩序の維持を離れて、裁判所の全体の秩序の問題、これは警察官の派遣といふことを正式に法律で規定されることになりました

ので、その点はそれで法的な備へはできたわけでありまして。今後その規定の實際的な運用をどうして行くか、これまでの失敗にかながみて、新しく絶えずくふうしながら、対策を立てて行くといふことにならうと思ひます。

○佐瀬委員長 他に御質疑はございせんか。他に質疑がなければ、本日はこの程度にとどめておきます。

参考人の各位には、御多忙中御出席をいただき、長時間にわたり熱心に御説明を賜りまして、まことにありがとうございました。

次回は公報をもつてお知らせすることといたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所